

「文化庁連携プラットフォーム」ウェブサイト制作及び保守管理業務仕様書

1 業務名

「文化庁連携プラットフォーム」ウェブサイト制作及び保守管理業務

2 委託目的

明治以来初の中央省庁移転となる文化庁京都移転を契機に、オール京都体制で様々な文化関連の取組を展開し、京都から日本の文化を広く発信するウェブサイトの制作及び保守管理について委託する。

3 業務内容

ウェブサイト制作及び保守管理業務

別添『「文化庁連携プラットフォーム」ウェブサイト制作及び保守管理業務に係る指針』に基づき、文化庁京都移転を契機とした各種文化事業を広く周知するウェブサイトを制作及び保守管理すること。

なお、ウェブサイトの公開予定は令和5年7月18日（火）を予定している。

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5 成果品

- (1) 制作業務完了時には、以下に示す成果物を納品
 - ・ウェブサイト設計
 - ・システム仕様書
- (2) ウェブサイトへのアクセス情報等の解析データ（月ごと、年間）

6 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うものとする。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (4) 委託で得られた成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者に帰属する。
また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (5) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏洩したり、その他の目的に転用してはならない。
- (6) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずるものとする。